

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

- (1) 業務名
ながさきピース文化祭2025「平和シンポジウム」運営等業務委託
 - (2) 仕様
別添『ながさきピース文化祭2025「平和シンポジウム」運営等業務委託仕様書』のとおり
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
 - (4) 履行場所
第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局
（長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課）
 - (5) 入札書の開札日時及び場所
[入札日時] 令和7年5月16日（金） 14時30分開始
[入札場所] 長崎県庁行政棟3階 312会議室
入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。
開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。
 - (6) 質問書の提出について
当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書（様式第5号）」により提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。
（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）
なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。
[提出場所] 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局
（長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課）
FAX：095-894-3485
[提出期限] 令和7年4月30日(水) 17時まで
質疑と回答の内容については、原則として参加者全員に令和7年5月2日(金)までに書面（FAX）により回答する。
 - (7) 入札書の記載方法
 - ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
 - エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
 - オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。
 - カ 入札執行回数は3回を限度とする。なお、3回までに決定しない場合は、最低金額で入札した者と見積の協議を行う。
 - キ 電送及び郵送による入札は認めません。
入札書、委任状等は別添様式に示すものをご利用ください。
- 【注意事項】
- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
 - ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
 - ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
 - ・入札書の宛名は、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会 会長 大石 賢吾」としてください。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を令和7年5月14日(水)までに納付すること(落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する)。

ただし、次の場合は入札保証金が免除される。なお、免除を受けるには「入札保証金免除申請書(様式第12号)及び必要書類を提出すること。

- ・ 保険会社との間に第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

「規模をほぼ同じくする契約」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

なお、契約を証明するものとは、発注者からの入札保証金納付期限の前日から前々年度までの間に締結した契約書の写し等とします。

(イ) 納付の方法

- ・ 「入札保証金納付申出書(様式第10号)」を令和7年5月12日(月)17時までに提出すること。(郵送・持参又はFAX)
- ・ 申出書を受け取り次第、納付書等を送付するので、納付すること。
- ・ 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため「入札保証金納付届出書(様式第11号)」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和7年5月14日(水)17時までに提出すること(郵送・持参又はFAX)。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認するので、入札書とは同封しないこと。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。
- ・ 納付書等で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
- ・ 入札保証金の免除手続き書類は、令和7年5月13日(火)17時までに提出すること(郵送・持参又はFAX)
- ・ 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく、55,000円以上となるので注意すること。入札保証金が50,000円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000,000円の入札は無効となる。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。なお、免除を受けるには「契約保証金免除申請書(様式第13号)及び必要書類を提出すること。

- ・ 保険会社との間に第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

「規模をほぼ同じくする契約」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

履行を証明するものとは、発注者からの「履行証明書(様式第14号)」または入札日の前日から前々年度までの間に履行完了した契約書の写しに完了検査調書等を添えたもの等とします。

(9) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意志表示が確認できないとき。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

セ その他入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

ア 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき、排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再度入札を行う予定です。入札回数は3回までとしますが、3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行います。なお、2回目以降を辞退する場合でも、終了まで退出できませんので御協力ください。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りますのでご注意ください。

(12) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるように手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ ながさきピース文化祭2025「平和シンポジウム」運営等業務委託に関する令和7年4月24日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を国又は長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 県内に本店又は、支店、営業所を有するものであること。
- キ 芸術・文化関係シンポジウムの運営実績があること。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

- [住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟6階
- [名称] 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局
(長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課)
- [電話] 095-895-2771

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年5月7日までの間（県の休日を除く）
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- [住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟6階
- [名称] 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局
(長崎県文化観光国際部ながさきピース文化祭課)
- [電話] 095-895-2771

3 予定表

公告日	4月24日(木)	
質問	提出期限	4月30日(水) 17時
	回答期限	5月2日(金)
資格審査	申請期間	4月24日(木) ~ 5月7日(水)17時
	結果通知期限	5月9日(金)
入札保証金納付申出書の提出期限	5月12日(月) 17時	
入札保証金免除申請書の提出期限	5月13日(火) 17時	
入札保証金の納付期限	5月14日(水) 17時	
入札の日時	5月16日(金) 14時30分	